

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴があり、一つは、発症年齢が低いことである。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増している。

もう一つの特徴は、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（H P V）の感染によるものであるということである。ただし、8割近くの女性が一生のうちにH P Vに感染するものの、感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症すると言われている。このH P V感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国を初め80カ国以上の国で承認されている。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということである。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておらず、我が国においても予防ワクチンへの期待が高まっている。

よって、国においては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた取り組みを強化すること。
- 2 女性の一生においてH P V感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。

- 3 日本における予防ワクチンの開発、製造及び接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月30日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	福	田	康	夫	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様